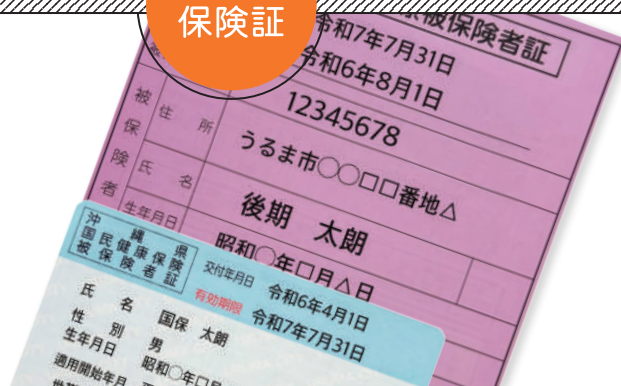


R6.12.2以降

現行の
保険証



マイナンバー
カード



**現行の保険証の新規発行・再発行がなくなります、
お手元にある有効な保険証は、引き続き
医療機関等の窓口で使用できます。
マイナンバーカードを保険証としてご利用いただけます。**

国民健康保険医療の皆様

マイナ保険証利用登録しましたか？

はい

資格情報の
お知らせをもらう

病院等を受診する
際は必ずマイナ
保険証を提示して
ください。

いいえ

資格確認書をもらう

資格確認書を病院
等の窓口で提示
することで、受診
できます。

※マイナ保険証の読み取りができない場合は、
【①資格情報のお知らせ】と【②マイナ保険証】を
窓口で提示することで受診できます。

後期高齢者医療の皆様

下記①～③の皆様は、マイナ保険証利用
登録の有無にかかわらず、資格確認書を
交付します。この資格確認書を提示する
ことで、これまでと同様に保険診療が
受診できます。

- ① R6.12.2以降75歳になる
- ② 住所や負担区分の変更があった
- ③ 現在有効の被保険者証を紛失した

※ただし、令和7年8月(年次更新)
までの間の暫定的な運用です。

- マイナ保険証利用登録の解除についてはHPでご確認を！
- その他の詳しい情報は、随時HPでお知らせします。
- 社保や共済など、国保・後期以外の方は勤め先等へ連絡を。

お問合
合せ

国民健康保険課
098-973-3202
後期高齢者医療係
098-973-3177